

締約国に関する情報 Z M	ザンビア 一般情報	附属書 B 1 Z M
国内官庁の名称	Patents and Companies Registration Agency (PACRA) (Zambia) (特許企業登録局 (PACRA) (ザンビア))	
所在地	Pacra House, Haile Selassie Avenue, Long Acres, Lusaka, Zambia	
郵便のあて名	Registrar, Patents and Companies Registration Agency (PACRA), P. O. Box 32020, Lusaka, Zambia	
電話番号	(260-211) 25 51 35, 25 54 25, 25 51 51	
ファクシミリ装置	(260-211) 25 54 26	
電子メール	patents@pacra.org.zm pro@pacra.org.zm	
インターネット	www.pacra.org.zm	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付の日から1箇月以内に提出	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL又はFederal Expressの配達サービスを条件とする。	
ザンビアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、特許企業登録局 (PACRA) (ザンビア)、ARIPO事務局又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
ザンビアが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護：特許企業登録局 (PACRA) (ザンビア) (国内段階参照) ARIPO保護：ARIPO事務局 (国内段階参照)	
ザンビアを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許，追加特許，実用新案 ARIPO：特許，実用新案 (実用新案は，ARIPO特許に代えて又はARIPO特許に加えて求めることができる)	
国際型調査に関するザンビアの規定	2016年特許法No. 40, 第52条(3)	

[次頁に続く]

Z M

ザンビア（続き）

Z M

国際公開に基づく仮保護

(1) 英語で公開された国際出願：

出願人はPCT第21条に基づく国際出願の公開日から特許法第62条(2)で定める権利を有する

(2) 英語以外の言語で公開された国際出願：

出願人は、特許法第65条(1)に基づき国内官庁に英語翻訳文を提出し、第54条に基づき公開が行われた後、特許法第62条(2)で定める権利を有する

ザンビアが指定（又は選択）されている場合の有益な情報

国内保護について

ザンビアが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期

願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了時に不明の場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？

あり¹

ARIPO特許については、附属書B 2のアフリカ広域知的所有権機関（AP）を参照

1 詳細については2016年特許法No. 40、第21条及び第32条(2)を参照。